

東海アクシス看護専門学校学則細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東海アクシス看護専門学校学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、学則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学志願の手続)

第2条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料6,000円を添えて所定の期日までに東海アクシス看護専門学校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

(1) 入学願書（第1号様式）

(2) 証明書類

ア 一般入学試験

(ア) 高等学校の調査書(以下「調査書」という。)又は、発行できないことを証する書類

(イ) 高等学校の卒業（見込）証明書。ただし、調査書に卒業（見込）年月日が記載されている場合は、提出不要。

イ 推薦入学試験(高等学校長推薦、高等学校卒業予定者対象)（以下高等学校推薦入学試験」という。）

(ア) 調査書

(イ) 高等学校の卒業見込証明書。ただし、調査書に卒業見込年月日が記載されている場合は、提出不要。

ウ 推薦入学試験（自己推薦、社会人（大学卒・短期大学卒業（見込）者及び高等学校既卒者）対象）（以下「社会人入学試験」という。）

(ア) 調査書又は、発行できないことを証する書類

(イ) 高等学校の卒業証明書。ただし、調査書に卒業年月日が記載されている場合は、提出不要。

(ウ) 大学若しくは短期大学の卒業（見込）者は、卒業（見込）証明書

(3) 受験票（第2号様式）

(4) その他校長が特に必要と認める書類

(推薦入学試験の手続)

第3条 推薦入学試験を受けようとする者のうち、高等学校卒業見込の者は、前条に定めるもののほか、出身高等学校長の推薦書を提出しなければならない。

(学力試験科目)

第4条 学力試験の科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般入学試験 国語(古文、漢文を除く国語総合)、英語(リスニングを除くコミュニケーション英語Ⅰ)及び数学(Ⅰ及びⅡ)

(2) 高等学校推薦入学試験 国語(古文、漢文を除く国語総合)及び数学(Ⅰ及びⅡ)

(3) 社会人入学試験 国語(古文、漢文を除く国語総合)及び一般教養試験

(入学に関する手続)

第5条 合格通知を受けた者は、身元保証人(以下「保証人」という。)2人が連署した誓約書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 前条に規定する保証人は、身元が確実で、かつ、独立の生計を営む成年者とし、1人は保護者又は親族でなければならない。

2 保証人が資格を失ったとき又は死亡したときは、直ちに新たな保証人を定め、保証人変更届(第4号様式)を校長に提出しなければならない。

3 保証人の住所その他の変更があったときは、速やかに保証人住所等変更届(第5号様式)を校長に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第7条 学生は、住所又は氏名の変更があったときは、速やかに住所・氏名変更届(第6号様式)を校長に提出しなければならない。

(転入学)

第8条 転入学を志願する者は、転入学願(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1) 前校の成績証明書

(2) 科目履修証明書

(3) その他校長が特に必要と認める書類

(休学に関する手続)

第9条 休学しようとする学生は、保護者又は親族である保証人が連署した休学願(第8号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の理由が病気による場合は、医師の診断書の提出を求められることがある。

(復学に関する手続)

第10条 休学中の学生が復学しようとするときは、保護者又は親族である保証人が連署した復学願(第9号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の理由が病気による場合は、医師の診断書の提出を求められることがある。

(退学に関する手続)

第11条 退学しようとする学生は、保護者又は親族である保証人が連署した退学願(第10号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。その理由が病気による場合は、医師の診断書の提出を求められることがある。

(転学に関する手続)

第12条 転学しようとする学生は、保護者又は親族である保証人が連署した転学願(第11号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(通知書の交付)

第13条 校長は、前5条に規定する願出及び除籍については、その内容を運営会議において審議し、正当と認められる学生に対し、許可書(第12号様式)を交付するものとする。

(授業科目)

第14条 年間教育計画は、年度ごとに校長が定める。

(履修の登録等)

第15条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに、履修届(第13号様式)を校長に提出し、登録しなければならない。

2 学生は、履修する授業科目を登録した後においては、履修する授業科目を任意に変更し又はその履修を放棄することはできない。

3 学生は、授業科目の実習において、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、各領域別実習の順序に登録できる。

4 学生は、聴講の場合は履修届に「聴講」と記載し、校長に提出し登録しなければならない。

5 学生は、聴講する授業科目を登録した後においては、聴講する授業科目を任意に変更し又はその聴講を放棄することはできない。

(臨地実習に関する契約)

第16条 臨地実習を受け入れようとする施設長は、校長と臨地実習学生受け入れに関する別に定める協定書を取り交わし、実習施設承諾書を提出する。

2 臨地実習を履修しようとする学生は、実習誓約書(第14号様式)を校長に提出しなければならない。

3 学生が患者を受け持ち、看護援助をしようとする場合は、患者もしくは家族に承諾を得るか臨地実習同意書（第15号様式）を説明した上で署名をもらわなければならない。

4 学生は、実習における基本的留意事項を守らなければならない。

（既修得単位の認定に関する手続）

第17条 学生は、既修得単位の認定を受けようとする場合は、入学後2週間以内に既修得単位認定願（第16号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、校長に提出し、審査を受けなければならない。

（1）前校の単位修得証明書又は成績証明書

（2）学習内容がわかるもの

（3）その他校長が必要と認めるもの

2 校長は、提出された書類に基づき、運営会議で審査し、単位を認定する。

（学科授業時間及び臨地実習時間等）

第18条 授業時間は、原則として90分とし、学科時間の2時間の授業とする。

2 前項の時間の割振りは、次のとおりとする。

（1）1時限 9時00分～10時30分

（2）2時限 10時45分～12時15分

（3）3時限 13時15分～14時45分

（4）4時限 15時00分～16時30分

3 臨地実習時間は、60分を1時間の授業時間とする。

4 特別講義、学校行事、その他については、校長が別に定める。

第19条 成績の評価は、担当教員が実施するものとし、授業科目が2人以上の担当教員により分担されているときは、当該担当教員の合議により行うものとする。

（追試験）

第20条 追試験を希望する学生は、追試験願（第17号様式）を校長に提出しなければならない。

2 追試験の評価は得点の8割とし、評価基準にあてはめるものとする。

（再試験）

第21条 再試験を希望する学生は、再試験願（第18号様式）を校長に提出しなければならない。

2 再試験の評価は、6割以上の得点を合格とし、その表示は「可」を限度とする。

(補習)

第22条 補習を受ける学生は、補習願（第19号様式）を提出しなければならない。

(特別試験及び特別実習)

第23条 所定の科目において単位認定されなかった学生は、1授業科目に限り、特別試験・実習願（第20号様式）を校長に提出し、卒業年次に再度試験または実習を受けることができる。

2 校長は、前項の願出については、その内容を運営会議において審査し、正当と認められる学生に対し、許可書（第21号様式）を交付するものとする。

3 特別試験及び特別実習は6割以上の得点を合格とし、その評定の表示は「可」を限度とする。

(欠席等)

第24条 学生が授業科目を欠課したときは、授業科目ごとに担当教員が次の区分により時間を計算する。

(1) 学科授業

ア 45分以内の欠席等 1時間の欠課とする。

イ 45分を超えた欠席等 2時間の欠課とする。

(2) 臨地実習

ア 60分以内の欠席等 1時間を単位とした欠課とする。

2 欠席の場合は、事前に担当の教員又は教務課長に連絡し、承認を受けなければならない。

3 出席すべき日において、連続して7日以上欠席しようとする学生は、長期欠席願（第22号様式）を校長に提出し許可を受けなければならない。その理由が病気による場合は、医師の診断書の提出を求められることがある。

4 校長は、長期欠席を許可する場合には、許可書（第23号様式）を交付するものとする。

(特別欠席)

第25条 欠席日数から除かれる欠席者（以下「特別欠席」という。）の日数又は時間は、次の各号のいずれかに該当し、校長の承認を受けた場合に限る。

(1) 学校保健安全法施行（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する感染症と診断された場合

(2) 災害、交通機関の事故その他の事情があると認めた場合

(3) 前2号の場合のほか、校長が特別の事情があると認めた場合

2 特別欠席の承認を受けようとする学生は、特別欠席届（第24号様式）を校長に提出しなければならない。

3 学校保健安全法施行規則に規定する感染症と診断され、欠席を解除する場合は、登校許可書を校長に提出しなければならない。

(卒業の認定)

第26条 校長は、学則第32条に該当する学生について、運営会議において審議し、卒業を認定する。

(表彰及び懲戒の審議)

第27条 学生を表彰又は懲戒をしようとするときは、賞罰規程に基づき、運営会議で審議し、校長が決定する。

第28条 学生の健康診断及び健康管理については、東海アクシス看護専門学校健康安全管理規程に定めるものとする。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の規定は、平成16年度に実施する入学試験から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。